

財政的援助団体等監査

(1) 監査対象団体、監査実施日及び監査の結果は、令和3年3月3日発行（山梨県公報号外第4号）山梨県監査委員告示第1号のとおり

(2) 監査の結果に基づく措置状況

監査対象団体	公益財団法人 山梨県農業振興公社	
所管部（局）課	農政部 担い手・農地対策課	
監査実施日	令和2年10月8日、9日	11月6日
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p><b>(指導事項)</b></p> <p>1 長期未収金が、決算日現在、次のとおり認められた。          就農支援資金貸付金          先数3件 2,910,500円</p> <p>2 総勘定元帳の日付と預貯金からの出金日は一致しなければならないが、総勘定元帳及び出金伝票の日付が、普通預金からの出金日と相違しているものがあった。</p> <p>3 シニア世代就農促進セミナーの会場使用料支払に係る資金前渡において、普通預金から出金した日以降、職員が受領・支払するまで現金化された状態であったが、会計規程第8条第1項に定められた現金出納帳が作成されていなかった。</p>	<p>1（発生原因の検証結果）          長期未収金は就農支援資金を貸付けた農業者の返済金の滞納によるもので、滞納の原因は、当該農業者の農業経営の失敗により、返済源資が農業で得られなかったことによる。          (措置の対応状況等)          担当者が延滞者に対し、催促を行い分納で回収している。また、催促に応じない延滞者に対しては少額訴訟し回収した。          現在、新規貸付を行っていないことから、残存する債権の管理を適切に行うとともに引き続き回収に努めていく。          ※令和3年2月末現在 未収金残高          2,403,000円</p> <p>2（発生原因の検証結果）          出金伝票の入力内容が総勘定元帳に反映されるシステムを利用しているが、出金伝票を起票する際、支払行為の決裁日で日付を処理したことから、総勘定元帳及び出金伝票の日付が預貯金の出金日と相違した。          (措置の対応状況等)          出金伝票を起票する時は、根拠となる通帳のコピーを添付することにより預貯金からの出金日を確認し、出金伝票の日付との整合を図るよう職員に周知した。          (再発防止策)          出金伝票の起票時において根拠書類の添付を徹底するとともに、複数職員によるチェックを徹底し、適正な事務処理に努める。</p> <p>3（発生原因の検証結果）          予定していたセミナーが台風の影響で延期されたことにより、前渡資金（現金）を保管するという状態が生じたが、特殊な事例であったため、現金出納帳を作成していなかった。</p>

<p>4 会計規程第38条第1項に「契約の事務手続きは、山梨県財務規則の規定に準じて行うものとする。」と定められているが、契約書に次のとおり不備があった。</p> <p>①単価契約において、違約金算出に必要な予定数量が記載されていないものがあった。</p> <p>②支払遅延防止法に定める遅延利息の利率や条項の記載内容が相違しているものがあつた。</p> <p>③山梨県暴力団排除条例に基づく契約解除条項及び違約金条項が記載されていないものがあつた。</p>	<p>(措置の対応状況等) 現金出納帳を作成した。</p> <p>(再発防止策) 普通預金から出金した日に前渡資金の支払が行われなかつた場合には、速やかに現金出納帳に記載するよう職員に周知するとともに、複数職員によるチェックを徹底し、適正な事務処理に努める。</p> <p>4 (発生原因の検証結果) 山梨県財務規則に規定されている契約書に記載すべき事項やその他関係法令を把握していなかつたため、不備が生じた。</p> <p>(再発防止策) 今後、契約書を作成する際には、山梨県財務規則やその他関係法令を踏まえた上で、必要な事項が記載されているか十分に確認を行うとともに、複数職員によるチェックを徹底し、適正な事務処理に努める。</p>
---	--

監査対象団体	公益財団法人 山梨県下水道公社	
所管部(局)課	県土整備部 都市計画課下水道室	
監査実施日	令和2年10月14日 11月27日	
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)	
<p><b>(指導事項)</b></p> <p>1 退職した臨時職員に係る時間外割増賃金に対する雇用保険料が徴されていないがあつた。</p> <p>2 県外旅行に係る旅費において、旅行雑費が支払われていないものがあつた。</p>	<p>1 (発生原因の検証結果) 退職し、雇用保険被保険者資格喪失後に支給された賃金であつたため、雇用保険料の徴収は不要であるとの誤った認識をしていた。</p> <p>(措置の対応状況等) 監査後、当該職員の年間雇用保険料を再度計算し、不足分の雇用保険料を追加徴収した。</p> <p>(再発防止策) 雇用保険制度に対し理解を深めるとともに、退職時における事務処理事項の整理を行う等、チェック体制を強化し、適正な事務処理に努める。</p> <p>2 (発生原因の検証結果) 旅費規程の運用に対する認識に誤りがあつた。</p> <p>(措置の対応状況等) 未払分旅費について、支給を行った。</p> <p>(再発防止策) 旅費規程の運用に対する理解を深めるとともに、チェック体制を強化し、適正な事務処理</p>	

<p>3 財務規程第 49 条第 1 項に「収入の誤納又は過納となった金額の払戻しをしようとするときは、れい出伺を作成し、出金伝票を発行するとともにその余白に「収入金れい出」と朱記しなければならない。」と定められているが、責任技術者認定事業における過誤納金について、れい出伺ではなく通常の執行伺が起票されており、出金伝票への「収入金れい出」の記載もされていなかった。</p>	<p>に努める。</p> <p>3 (発生原因の検証結果)  財務規程を十分に理解していなかった。  (措置の対応状況等)  今年度、同様に発生した過誤納金については財務規程に則りれい出伺を作成するとともに、出金伝票に「収入金れい出」と記載した。  (再発防止策)  今後は、財務規程を遵守するとともに、チェック体制を強化し、適正な事務処理に努める。</p>
---	---

監査対象団体	山梨県住宅供給公社										
所管部(局)課	県土整備部 建築住宅課										
監査実施日	令和2年11月5日、6日	12月24日									
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)										
<p><b>(指導事項)</b></p> <p>1 長期未収金が、決算日現在、次のとおり認められた。</p> <table border="0" data-bbox="199 918 766 1075"> <tr> <td>一般賃貸住宅管理事業未収金</td> <td style="text-align: right;">3,571,345 円</td> </tr> <tr> <td>貸借勘定関連未収金</td> <td style="text-align: right;">13,368,096 円</td> </tr> <tr> <td>抵当権抹消費立替金</td> <td style="text-align: right;">5,693 円</td> </tr> <tr> <td>家賃差押費用立替金</td> <td style="text-align: right;">103,500 円</td> </tr> </table>	一般賃貸住宅管理事業未収金	3,571,345 円	貸借勘定関連未収金	13,368,096 円	抵当権抹消費立替金	5,693 円	家賃差押費用立替金	103,500 円	<p>1 (発生原因の検証結果)</p> <p>一般賃貸住宅管理事業未収金は、公社賃貸住宅の入居者及び退去者の未収家賃である。</p> <p>貸借勘定関連未収金は、県営住宅入居者の退去時の修繕費用である。過去、一括払いできない者に対して分割納付を認めていたが、住所不明になるなど回収が困難となっているものである。</p> <p>抵当権抹消費立替金及び家賃差押費用立替金は、債務者が破産により住宅等が競売となった際、公社が立替えた費用である。</p> <p>また、発生から15年以上経過しており、回収が困難となっているものである。</p> <p>(措置の対応状況等)</p> <p>一般賃貸住宅管理事業未収金については、督促の継続など厳しい債権管理を行っており、こうした取り組みの結果、未収金額は減少している。</p> <p>※令和3年3月1日現在未収金残高  3,081,025 円</p> <p>貸借勘定関連未収金については、令和元年度に「退去者負担修繕未収金に関する取扱要領」を定め、督促、居住地再調査などの取り組みを進めている。</p> <p>これにより、令和2年6月までに居住地再調査を行った者のうち、29名が居住不明者に該当したことから、公社財務規定第39条(欠損処分)に基づき、3,026,682円は不納欠損処理を行った。</p> <p>※令和3年3月1日現在未収金残高  10,341,414 円</p>		
一般賃貸住宅管理事業未収金	3,571,345 円										
貸借勘定関連未収金	13,368,096 円										
抵当権抹消費立替金	5,693 円										
家賃差押費用立替金	103,500 円										

<p>2 山梨県営住宅等管理業務仕様書において、一般修繕業務については山梨県営住宅設置及び管理条例第19条第1項及び別表負担区分表に基づき負担区分を適切に判断して処理するとされ、当該負担区分表において入居者負担とすべき修繕と管理者負担とすべき修繕とを区分している。しかし、当該負担区分表において経年劣化による修繕であっても入居者負担に区分されている換気扇修繕を、実際の運用上は管理者負担としているものが複数あり、区分表の定めと実際の運用に不整合が生じていた。</p> <p>3 県営住宅等退去修繕等実施要綱第5条第7号に「公社は、修繕完了後に指定業者から発注書を受領したときは、遅滞なく検査を行うものとする」と定められているが、発注書に履行確認した旨が記載されていないものがあった。</p> <p>4 遊具撤去補修工事において、元請業者が排出事業者として建設廃棄物等の処理を実施</p>	<p>抵当権抹消費立替金及び家賃差押費用立替金は、処理方法について公社顧問公認会計士に相談したところ、回収が明らかに困難な状況であるため、損失計上が必要であると助言があった。</p> <p>このことから、令和2年度決算において、この立替金合計109,193円を損失計上する。</p> <p>※令和2年度決算後未収金残高 0円 (再発防止策)</p> <p>一般賃貸住宅管理事業未収金については、賃貸住宅退去者に対し、今後も電話、文書、訪問による督促及び納入誓約書の提出などにより、厳正な債権管理を行っていく。</p> <p>貸借勘定関連未収金については、取扱要領に基づき、督促、居住地再調査などの取り組みを進め、粘り強く対応していく。</p> <p>立替金については、今後偶発的に発生した場合は、速やかに回収処理を進めることとし、長期に渡っての立替金とならないよう努める。</p> <p>2 (発生原因の検証結果)</p> <p>山梨県営住宅等管理業務仕様書における一般修繕業務の換気扇の修繕については、県営住宅が設置された当初は換気扇が台所にしかない状態であり、その後、浴室、トイレにも設置がされていった。</p> <p>これにより、当初から区分表の換気扇は台所という解釈がなされていたこともあり、浴室、トイレの換気扇の修繕は公社負担の一般修繕としていた。</p> <p>(措置の対応状況等及び再発防止策)</p> <p>所管課と協議を行い、負担区分表の見直しを行った。今後は、区分表の定めと実際の運用に齟齬が生じないように定期的の確認を行っていく。</p> <p>3 (発生原因の検証結果)</p> <p>修繕業務においては、発注書を修繕完了後に受領した後、必ず完了検査を行っているが、職員が記載を失念してしまった。</p> <p>(措置の対応状況等)</p> <p>修繕が完了し、発注書を受領し次第、複数の職員により、確認作業を行うこととした。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>複数の職員がチェックし、誤りのないよう再発防止に努める。</p> <p>4 (発生原因の検証結果)</p> <p>遊具撤去補修工事における産業廃棄物の処</p>
---	--

<p>しているが、山梨県住宅供給公社財務規程第111条で、工事契約に関しては山梨県の契約関係規則等によるとされており、建設副産物処理基準に基づき、発注者として委託契約書及びマニフェスト等により処理の確認をするべきところ、マニフェスト等による確認が行われていないものがあった。</p>	<p>理について、一部の工事において処理確認が不十分であった。 (措置の対応状況等) 産業廃棄物が発生した工事においては、その処理が適正に行われたかどうか、必要な書類において確認を徹底する。 (再発防止策) 産業廃棄物の処理確認における必要書類を再確認し、不足書類がないよう再発防止に努める。</p>
---	--

監査対象団体	公益財団法人 山梨県臓器移植推進財団	
所管部(局)課	福祉保健部 医務課	
監査実施日	令和2年10月21日	
	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
<p><b>(指導事項)</b></p> <p>1 経理規程第19条第1項に「金銭を収納した時は、理事長が特に認めた場合のほか、日々銀行に預け入れ支出に充ててはならない。」と定められているが、献腎登録HLA検査料に係る受取負担金について、現金収納後に金融機関への預け入れなどの収納処理が行われず、経常経費の現金支払いに充てられていた。</p> <p>2 都道府県支援事業費助成金について、未収金として計上されていなかった。</p> <p>3 献腎登録HLA検査料について、未払金として計上されていなかった。</p> <p>4 公益法人会計基準に基づき、正味財産増減計算書内訳表において、会計を公益事業会計</p>		<p>1 (発生原因の検証結果) 経理規程をしっかりと把握していなかったため、誤った会計処理をしてしまっていた。 (措置の対応状況等) 令和2年11月からは、現金出納後に金融機関に預け入れ、適正に処理している。 (再発防止策) 今後は、事務局内でのチェック体制を強化し、適正な会計処理に努める。</p> <p>2 (発生原因の検証結果) 会計処理において認識が誤っていたことによる。 (措置の対応状況等) 令和2年度の会計から適正に処理している。 (再発防止策) 今後は、会計処理をしっかりと把握し未収金として計上する。また、事務局内でのチェック体制を強化し、適正な会計処理に努める。</p> <p>3 (発生原因の検証結果) 会計処理において認識が誤っていたことによる。 (措置の対応状況等) 令和2年度の会計から適正に処理している。 (再発防止策) 今後は、会計処理をしっかりと把握し未払金として計上する。また、事務局内でのチェック体制を強化し、適正な会計処理に努める。</p> <p>4 (発生原因の検証結果) 公益法人会計基準をしっかりと把握していな</p>

<p>と法人会計に区分しているが、総勘定元帳が会計ごとに作成されていなかった。</p>	<p>かったため、総勘定元帳については内訳表を作成していなかった。  (措置の対応状況等)  令和2年度の決算書から総勘定元帳の内訳表も作成する。  (再発防止策)  今後は、決算書作成時に総勘定元帳の内訳表も作成し、事務局内でのチェック体制も強化する。</p>
---	---

監査対象団体	株式会社 山梨食肉流通センター	
所管部(局)課	農政部 畜産課	
監査実施日	令和2年10月27日 12月23日	
	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
<p><b>(指導事項)</b></p> <p>1 経理会計規程第49条第2項に「実地棚卸は、『実地棚卸実施要領』により実施する。」と定められているが、当該実施要領が作成されていなかった。</p> <p>2 貸借対照表の流動資産として計上されている貸倒引当金について、経理会計規程第72条の「引当金の計上基準」に規定されていなかった。</p>		<p>1 (発生原因の検証結果)  『実地棚卸実施要領』が既に作成されていると、誤った認識をしていたことによる。  (措置の対応状況等)  棚卸の担当者と協議を行い、実状を考慮した上で要領を作成する。  (再発防止策)  規程の作成状況の確認を徹底する。</p> <p>2 (発生原因の検証結果)  経理会計規程の内容を十分に理解していなかったことが原因である。  (措置の対応状況等)  規程の改定については、取締役会の決議が必要なため、規程を修正後、取締役会へ提出する。  (再発防止策)  規程管理担当者が内容を再度確認し、不足な事項があれば、随時追加する。</p>
<p><b>(意見)</b></p> <p>取引先との契約に際し、担保措置として提出を受けた定期預金証書等のうち、前回監査に引き続き質権の設定がされていないものが複数あった。</p> <p>売上債権の回収不能リスク回避のため、質権の設定又はその他の方策の検討により、更なる売上債権の保全に努められたい。</p>		<p>売上債権回収不能リスクに備えるため、今後、新たな売買契約を締結する際には、取引信用保険への加入を条件とすることで担保していく。</p>

監査対象団体	公益財団法人 山梨県青少年協会	
所管部(局)課	教育庁 生涯学習課(出資金、補助金、公の施設管理)、子育て支援局 子育て政策課(公の施設管理)	
監査実施日	令和2年9月16日	令和3年1月26日
	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
	<p><b>[指摘事項]</b></p> <p>産業廃棄物収集・運搬、処理業務委託契約について、次のとおり不備があった。</p> <p>①廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3において、処分等が終了したことについて、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写しにより確認し保存しなければならないとされているが、行われていないものがあった。また、同法施行令第6条の2において、委託契約は書面により行うこととされているが、処分業者との契約が締結されていないものがあった。(愛宕山少年自然の家)</p> <p>②同法施行令第6条の2において、委託契約書には環境省令で定める書面を添付することとされているが、収集・運搬業者の許可証の写しが添付されていないものがあった。(青少年センター)</p> <p><b>(指導事項)</b></p> <p>1 公益財団法人山梨県青少年協会処務規程において、指定管理業務が終了している「科学館」が削除されていなかった。</p> <p>2 長期未収金が、決算日現在、次のとおり認められた。 平成28年度施設利用に係る電気料負担金 100,000円</p>	<p>①(発生原因の検証結果)</p> <p>当該法令に基づく各種手続きに関して、認識がなかった。また、廃棄物収集運搬業者との委託契約が、処理を含むすべての契約を包括すると錯誤していた。</p> <p>(措置の対応状況等)</p> <p>産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写しを確認し保存した。また、産業廃棄物処理の委託を行う際は、処分業者とも直接契約を行うよう徹底した。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>今後、契約締結にあたっては、関係法令等の確認を行うと同時にチェック体制を強化し、再発防止に努める。</p> <p>②(発生原因の検証結果)</p> <p>契約時に収集・運搬業者の許可証を添付するという認識がなかった。</p> <p>(措置の対応状況等)</p> <p>収集・運搬業務委託の契約書に収集運搬業許可証の写しを添付した。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>今後は、当該事務処理に関連する法令に精通し、事務処理の不備がないよう徹底する。</p> <p>1(発生原因の検証結果)</p> <p>指定管理者変更の際に行った事務手続きの中から処務規程の改正が漏れてしまっていた。</p> <p>(措置の対応状況等)</p> <p>今回の指摘に基づき、令和3年1月1日付で処務規程の改正を行った。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>規程の定期的な確認を行うと同時にチェック体制を強化し再発防止に努める。</p> <p>2(発生原因の検証結果)</p> <p>定期的に請求書を発行し、納付を促していたが、債務者側からの支払いがなかった。</p>

<p>3 公益法人会計基準の運用指針に示されている正味財産増減計算書内訳書の様式が、平成30年6月に一部改正されたが、追加された科目である「他会計振替前当期一般正味財産増減額」が記載・計上されていなかった。</p>	<p>(措置の対応状況等) 未収金は、令和2年8月25日に回収済みである。</p> <p>(再発防止策) 今後、電気料負担者側の責任者をあらかじめ確認しておく。また、未収金回収の期限を設け長期未収金が発生しないよう努める。</p> <p>3 (発生原因の検証結果) 公益法人会計基準の運用指針に示されている正味財産増減計算書内訳書の様式が変更されたことを認識していなかった。</p> <p>(措置の対応状況等) 指摘を受けた部分について、確認し訂正を行った。</p> <p>(再発防止策) 今後、公益法人会計基準等について、最新の法改正等の情報を入手し、事務処理に不備がないよう徹底する。</p>
---	--

監査対象団体	学校法人 看護学園	
所管部(局)課	福祉保健部 医務課	
監査実施日	令和2年11月10日	
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)	
<p>(指導事項)</p> <p>1 補助対象経費となる固定資産(備品)の取得において、見積合わせ後に判明した数量不足に係る新たな見積合わせを行わず、不足分を含めた数量で契約されていたものがあった。</p> <p>2 経理規程第12条第2項に「会計伝票は、所定の手続により起票者及び経理責任者が押印のうえ、証拠を添付して第7条に定める経理総括責任者の承認を得なければならない。」と定められているが、振替伝票において、規定の処理が行われていなかった。</p>	<p>1 (発生原因の検証結果) 見積合わせ後に追加で1台必要となり、同額で購入してしまったが、見積額と同額であれば必要ないと安易に判断してしまった。</p> <p>(措置の対応状況等及び再発防止策) 今後は同様な事案への対応は、経理規定を遵守して執行するとともに、チェック体制の強化に努める。</p> <p>2 (発生原因の検証結果) 振替伝票は主に決算手続きで使用したが、令和2年に財務担当者が新任となったため、決算処理に集中していたことにより、承認手続きを失念してしまった。</p> <p>(措置の対応状況等) 監査後直ちに、起票者及び経理責任者が押印のうえ、証拠を添付して経理総括責任者の承認を得た。</p> <p>(再発防止策) 会計処理にあたっては、本校の経理規程を遵守するよう職員に徹底する。</p>	



監査対象団体	やまなし県民文化祭実行委員会
所管部(局)課	観光文化部 文化振興・文化財課
監査実施日	令和2年10月16日 令和3年1月28日
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
<p><b>(指導事項)</b></p> <p>1 やまなし県民文化祭開催費補助金交付要綱第6条に、事業内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときはあらかじめ、知事の承認を受けなければならないと定められているが、総合舞台の中止に伴う事業内容の変更承認を受けていなかった。</p> <p>2 総合舞台部門の受取利息について、収入伺いが起票されていないものがあった。</p>	<p>1 (発生原因の検証結果) 事務局担当者の補助制度に関する認識不足と、事務局内のチェックが機能しなかったことによる。 (措置の対応状況等) 担当者の補助制度に関する専門知識を高めるための研修を行うとともに、補助制度や財務規則に則った事務処理の徹底を図った。 (再発防止策) 所管課と事務局それぞれで事務を行う担当者が重複しないよう体制を見直し、チェック機能の強化を図るとともに、毎年度研修を行う。</p> <p>2 (発生原因の検証結果) 事務局担当者の会計制度の認識不足に加え、事務局内のチェックが機能しなかったことによる。 (措置の対応状況等) 担当者の財務に関する専門知識を高めるため、研修を行うとともに、補助制度や財務規則に則った事務処理の徹底を図った。 (再発防止策) 副担当者による二重チェックを徹底するとともに、所管課が使用しているチェックリストを活用し再発防止を図る。</p>
<p><b>(意見)</b></p> <p>会計処理は県財務規則に準じて行うものとされているが、事務局職員が行った会計処理については、契約書等の支出証拠書類がないもの、提出された請求書の検査・検収が行われていないもの、支出伺いの決裁を受けていないものが多数あり、また、運営委員が行った会計処理についても、見積合わせや随意契約理由書の作成が行われておらず、県財務規則に準じた適正な会計処理となっていなかった。</p> <p>更に、所管課担当職員と事務局職員が同一であり、補助金の実績報告書等について厳格なチェックが行われていなかった。</p> <p>所管課においては、実行委員会における県財務規則に準じた会計処理の適正性の確保に努めるとともに、所管課担当職員と事務局</p>	<p>所管課と事務局それぞれで事務を行う担当者が重複しないよう体制を見直し、チェック機能の強化を図るとともに、毎年度担当者の補助制度、会計事務に係る研修を実施する。</p> <p>運営委員が行う事務については、適正な会計処理が図られるよう事務局で会計事務マニュアルを作成し、契約や支払などの具体的な事務処理に係る確認、指導を行う。</p>

職員が重複しないようチェック体制を見直すなど内部統制の充実・強化に努められたい。	
--	--

監査対象団体	アドブレン・共立・NTT ファシリティーズ共同事業体	
所管部（局）課	観光文化部 文化振興・文化財課	
監査実施日	令和2年10月20日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<b>(指導事項)</b>	<p>山梨県立県民文化ホール利用及び利用料金等に関する事務取扱要綱第20条第2項に「現金を収納したときは、館長が金融機関に設けた預金口座へ当該収納の日及びその翌日までに預け入れなければならない。」と定められているが、要綱に定める期限内に金融機関へ預け入れられていなかった。</p>	<p>(発生原因の検証結果)</p> <p>要綱制定当時は、現金収入が主流であったが、現在は、口座振込が主流となっており、現金の扱い額が減少している。このため、要綱の改定を行わないまま、ある程度金額がまとまるまでの間、事務室内の金庫に保管してから金融機関に預け入れる方法が常態化していた。</p> <p>(措置の対応状況等及び再発防止策)</p> <p>収納した金額が3万円に達するまでは、7日間分までの金額を取りまとめて払い込む事ができるとの、山梨県財務規則に準じた内容に事務取扱要綱を改定したうえで、これを遵守する。</p>

監査対象団体	合同会社 カナエール	
所管部（局）課	福祉保健部 障害福祉課	
監査実施日	令和2年9月18日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<b>(指導事項)</b>	<p>指定管理事業に係る費用（施設賠償責任保険料、中退共掛金等）が他事業に計上され、事業報告書の管理業務に係る収支決算に計上されていないものがあった。</p>	<p>(発生原因の検証結果)</p> <p>指定管理業務初年度に当たり、区分経理するための指定管理専用の預金通帳と資金を用意したが、急を要する支払いについては、本部会計で支払いを行った。</p> <p>これについて指定管理の会計から本部会計への正確な振替に欠けるところがあった。</p> <p>(措置の対応状況等)</p> <p>指定管理に係る収支は、指定管理専用の預金通帳により管理する原則を徹底するとともに、やむを得ず本部会計により処理したものは、金額を精査し期日を定めて振替を行うこととした。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>指定管理に係る会計規程を整備し、指定管理施設に担当者のほかに経理責任者を置き金額を精査することとした。</p>

監査対象団体	株式会社 桔梗屋	
所管部（局）課	農政部 食糧花き水産課	
監査実施日	令和2年11月19日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p><b>(指導事項)</b></p> <p>1 山梨県立富士湧水の里水族館管理運營業務仕様書において、「指定管理者は、経理規定を策定し、経理事務を行うこと。」とされているが、経理処理に関する規程類が作成されていなかった。</p> <p>2 山梨県立富士湧水の里水族館管理運營業務仕様書において、「急病人や災害その他の事故等により病人やけが人が発生した場合は、救護及び関係部署への速やかな通報、事故報告を行うこと。」とされているが、県への通報及び書面での報告までに日数を要した事案があった。</p>	<p>1（発生原因の検証結果） 会社として経理規程を作成していなかった。 (措置の対応状況等) 経理規程を作成した。 (再発防止策) 管理運營業務仕様書の内容について再度確認を行い、仕様書に則った管理運營業務となるよう必要な事項があれば措置を行う。</p> <p>2（発生原因の検証結果） 急病人や災害その他の事故等により病人やけが人が発生した場合の連絡体制が整っていなかったため、県への通報等が遅延した。 (措置の対応状況等及び再発防止策) 連絡体制を整備するとともに、対応マニュアルを作成し、職員に徹底した。</p>

監査対象団体	株式会社 かいすた	
所管部（局）課	県土整備部 都市計画課、観光文化部 観光資源課	
監査実施日	令和2年11月27日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p><b>(指導事項)</b></p> <p>事業報告書の管理業務に係る収支決算において、次のとおり不備があった。(富士川観光センター)</p> <p>①収入について、テナント使用者に係る光熱水費及び燃料費の負担金が計上されていなかった。</p> <p>②光熱水費及び燃料費の支出について、自主事業として実施している切り絵の森美術館の常設館である道の駅ギャラリーの電気使用料及び灯油使用料が計上されていた。</p>	<p>(発生原因の検証結果)</p> <p>①テナント使用者（自主事業の再委託先）に係る光熱水費及び燃料費の負担金を誤って、指定管理業務に係る費用として経理処理してしまった。</p> <p>②指定管理業務に係る光熱水費及び燃料費の支出について、誤って計上の必要のない自主事業分も含めて経理処理してしまった。 (措置の対応状況等) 自主事業に係る光熱水費及び燃料費について、自主事業として経理処理を行うとともに、収支報告決算書の収入及び支出額から除外することとした。 (再発防止策) 指定管理業務とそれ以外の業務との区分けに留意しつつ、正確な収支決算報告を作成するとともに、複数人によるチェックを徹底し、適正な事務処理に努める。</p>

監査対象団体	笛吹川フルーツ公園マネジメントグループ	
所管部（局）課	県土整備部 都市計画課	
監査実施日	令和2年11月12日 12月21日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p><b>(指導事項)</b></p> <p>1 指定管理者で経理事務を担当する代表団体の経理規程第25条に「収納した金銭は遅滞なく金融機関に預け入れる」とされているが、果樹振興事業に係る収入金について、売上収納日から金融機関に預け入れるまで遅延しているものがあった。</p> <p>2 指定管理者で経理事務を担当する代表団体の経理規程第27条第1項に「現金は毎日の出納終了後に現物と帳簿の残高を照合しなければならない」と定められているが、現金出納簿など帳簿が作成されていなかった。</p>	<p>1（発生原因の検証結果）</p> <p>令和元年度上期において、代表団体の規定に準ずるといった内規がなかったことから、収入金額が多額でなかったため半期毎での預け入れを考慮しており、果樹振興事業に係る収入金を金融機関に預け入れるまでに遅延が生じた。</p> <p>(措置の対応状況等)</p> <p>下期以降、その後の管理運営においては遅延なく収入金を金融機関に預け入れられている。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>収入金は、収納後一番早い金融機関集金日に集金してもらえるよう収納当日に入金伝票を作成し、帳票へも記載すると同時にチェック体制を強化し再発防止に努める。</p> <p>2（発生原因の検証結果）</p> <p>令和元年度上半期において代表団体の規定に準ずるといった内規がなかったことや有料施設の利用件数が少なかったこと、収納から金融機関への預け入れまでが短期だったことから、利用料金収入金において、出納帳作成は不要と考えており、収納から金融機関預け入れまでを記録する出納帳を作成していなかった。</p> <p>(措置の対応状況等及び再発防止策)</p> <p>監査での指摘以降、速やかに利用料金出納帳を作成した。今後は、現金については利用料金出納帳との残高を日々照合し管理する。</p>

監査対象団体	アメニス山梨（桂川）グループ	
所管部（局）課	県土整備部 都市計画課	
監査実施日	令和2年9月29日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p><b>(指導事項)</b></p> <p>1 事業報告書の管理業務に係る収支決算における農林業体験について、年数回開催される比較的大規模なイベントに係る収入については報告されていたが、日常的に開催される小規模なイベントに係る収入については報告されていなかった。</p>	<p>1（発生原因の検証結果）</p> <p>日常的に開催される小規模なイベントについては材料費のみ実費で徴収していたため、事業報告書の農林業体験事業として収入及び支出を反映していなかった。</p> <p>(措置の対応状況等)</p> <p>令和2年度事業報告書より、日常的に開催さ</p>

<p>2 経理規程第25条に「収納した金銭は遅滞なく金融機関に預け入れるものとする」と定められているが、収納日から3ヶ月を経過して入金されているものがあるなど、入金処理が遅滞していた。</p>	<p>れる小規模なイベントについても収入及び支出を反映する。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>毎月のイベントに係る収支を月末に集計し、指定管理施設の長と本社で確認した上、漏れがないよう徹底する。</p> <p>2 (発生原因の検証結果)</p> <p>催事の売上金の預入先口座を変更した際、新たな預入先口座の検討に時間を要してしまい、収納日から3ヶ月を経過して入金されているものがあった。</p> <p>(措置の対応状況等)</p> <p>預入先口座の決定後、収納した売上金は1ヶ月以内に預入を行うよう徹底した。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>現金取扱マニュアルの内容を本社経理部と公園スタッフで再度精査、確認した。</p> <p>また、当該マニュアルに基づき、売上金預入後、現金出納帳及び通帳控えを翌月5日までに本社経理部に報告するよう徹底する。</p>
--	---